

いわてクリーンセンター利用案内

★一般財団法人クリーンいわて事業団 [環境 (旧厚生) 大臣指定廃棄物処理センター] ★

所在地：〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地

電話 0197-35-6700 / FAX 0197-35-7776

E-mail toiwase@iwatecln.or.jp

ホームページ <http://www.iwatecln.or.jp/>

岩手県基準適合産業廃棄物処理認定業者：(2014-018) 最終処分☆☆☆

いわて地球環境にやさしい事業所認定：27-4-48 (☆☆☆☆)

電子マニフェスト (処分)：3000589

1. 受入れ産業廃棄物の種類、受入基準、処理料金

[平成 28 年 4 月 1 日～]

	溶出試験成績書等の提出	種類	受入基準等		具体例	税抜処理料金 (円/10kg)
埋立処分	○	燃 え 殻	①熱灼減量 15%以下	あらかじめ水分を添加するか、袋に梱包すること。	焼却灰	240 円
	○	ば い じん	②含水率 85%以下		集じんダスト	240 円
	○	無 機 性 汚 泥	③有害物質関係項目が判定基準値以下		ペントナイト汚泥	220 円
	-	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃石膏ボード、窯業系サイディング (但し、木質系素材の混入したものに限り。)		廃石膏ボード 窯業系サイディング (木質系)	260 円
	-	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (アスベスト含有)	①石綿含有率が 0.1 重量%を超えるもの ②袋の厚みは問わないが、耐水性の袋に一重梱包すること。 (耐水性袋の例. ビニール袋、フレコン袋)		アスベスト含有廃石膏ボード	530 円
	-	が れ き 類	紙等の有機物が付着したものに限り。		紙付モルタル土壁	240 円
	○	鋳 さ い	①最大径がおおむね 15cm 以下の廃鋳石等 ②有害物質関係項目が判定基準値以下		鑄物廃砂	A 220 円
			①最大径が 5cm 以下の廃鋳石等、鑄物砂等 ②有害物質関係項目が鋳さい A の 1/2 以下であること。			B 110 円
-	廃 石 綿 特別管理産業廃棄物	①飛散するおそれがあるもの ②あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料 (ガイドラインどおり厚さ 0.15mm 以上のビニール袋) で二重梱包していること。		吹付けアスベスト	530 円	

○受入基準

- 安定型最終処分場で埋立可能なものは受入れできません。
- 原則として次のものは、年 1 回以上の溶出試験成績書等の提出が必要となります。
なお、廃棄物種類や排出工程により提出を求める検査項目が違う場合がありますのでお問い合わせ願います。
燃え殻、ばいじん、無機性汚泥、鋳さい、その他センターが指示した廃棄物
- その他の廃棄物でも受入れ可能なものがありますので相談願います。
- 複合物等の廃棄物は、性状等によって処理料金を算定しますので相談願います。
- 埋立処分共通
 - 油分が 5% 以上のものを除く。
 - 含水率が 85% 以上のものを除く。

○処理料金の支払いについて

- 建設負担金拠出事業者の方は一定量まで、処理料金が 1/2 となります。
- 処理料金等は、原則として、月単位で請求書を発行しますので、指定口座へ振込み願います。
月末締め請求書発行、廃棄物を搬入した翌月 25 日までの支払い。振込手数料は御負担願います。
※処理料金等とは、廃棄物処理料金と取引に係る消費税額及び地方消費税額、埋立対象物に係る産業廃棄物税額の合計額です。
※預金口座振替 (ゆうちょ銀行以外) による支払いも可能です。 (裏につづきます)

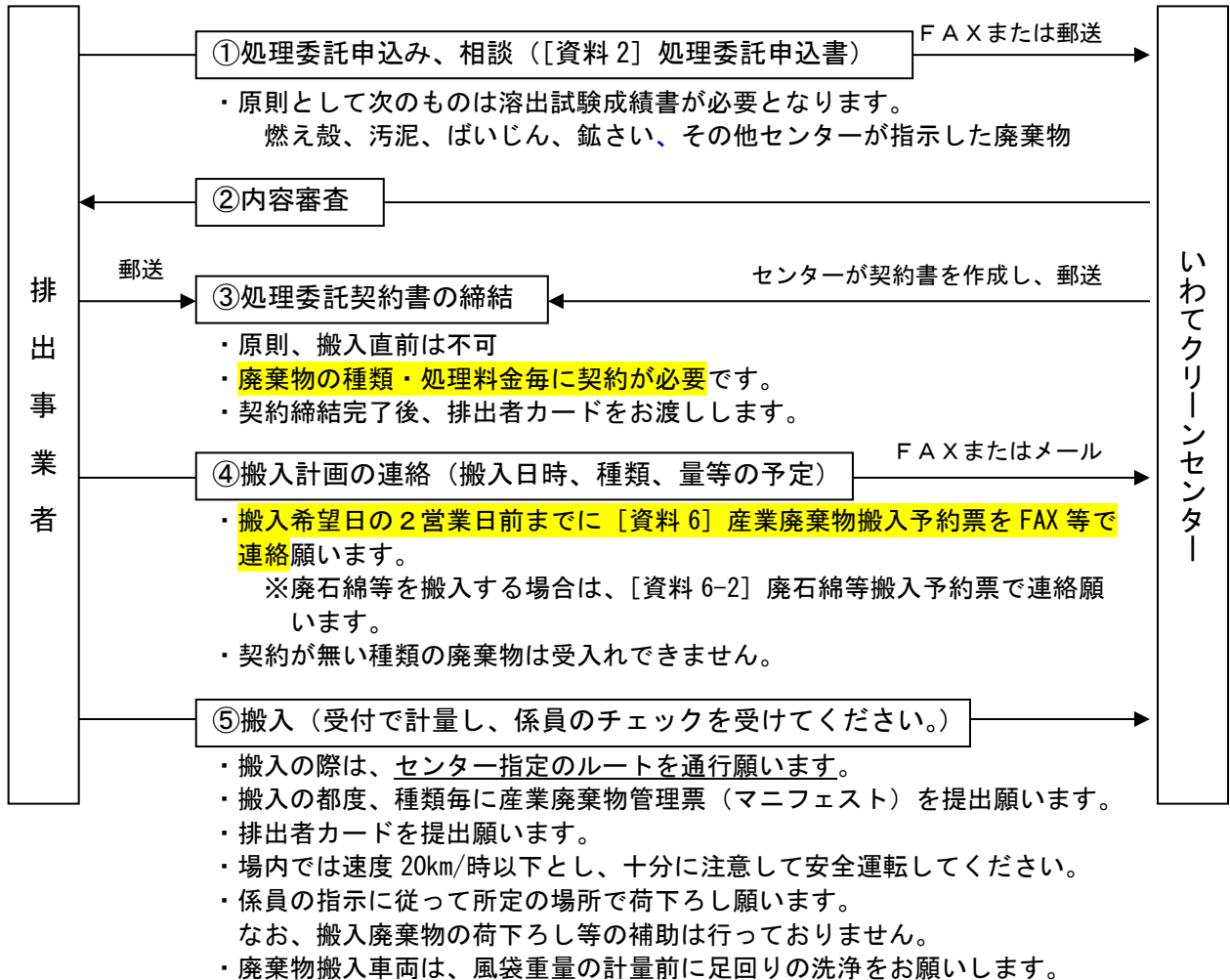
2. 受入れできない産業廃棄物

- (1) 有害な産業廃棄物に該当するもの
- (2) 安定型最終処分場で埋立可能な不燃物（ガラスくず、陶磁器くず、金属くず、コンクリート等）
- (3) 県外で発生した産業廃棄物
- (4) 受入基準どおりではない産業廃棄物

3. 営業日、受入れ時間

- (1) 営業日（受入れ日） 毎週月曜日～金曜日（ただし、祝祭日、年末年始は休みます。）
- (2) 受入れ時間 午前9時～12時、午後1時～4時

4. 受入れ（搬入）までの手続きフロー



注1: 処理委託申込書、搬入予約票等の用紙は当センターで用意しております。

また、いわてクリーンセンターのホームページから様式をダウンロードすることができます。

[資料1] いわてクリーンセンター利用案内

[資料2] 処理委託申込書

[資料3] 廃棄物物性・安全データシート

「燃え殻、ばいじん、無機性污泥、鉍さい、その他センターが指示した廃棄物」を処理委託する場合、ご提出願います。

[資料6] 産業廃棄物搬入予約票

[資料6-1] 積み合せ廃棄物搬入予約票

[資料6-2] (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等 搬入予約票

2: 廃棄物の試験(溶出試験等)が必要な場合の試験項目等についてはセンターに相談願います。

[資料4] 有害産業廃棄物等の判定基準及び試験検査項目

[資料5] 試験検査機関(計量証明事業所)、関係団体、産業廃棄物関係行政機関

3: 自ら運搬できない排出事業者の方は、別途収集運搬業者(許可業者)に委託して運搬願います。